

麻績村の教育方針に関する研究検討委員会「第7回子育て支援部会」議事録

日時 平成30年1月25日(木) 午後3:30～

場所 麻績村地域交流センター 2F 第3・4研修室

参加者 ・教育委員 塚原明水委員 ・教育委員 坂野かほり委員
・住民課長 森山正一委員
・子育て支援担当保健師 升田久美子委員
・筑北中学校特別支援コーディネーター 清水純子委員
・麻績小学校特別支援コーディネーター 田中真由美委員
・麻績保育園特別支援コーディネーター 箕浦みあき委員
・子育て支援コーディネーター 市ノ瀬淳一委員
・ひだまり担当職員 滝澤玲子委員 ・支援担当職員 塩家正和委員
・教育長 飯森力委員

※「キッズサポートカード」…個別の支援計画・個別の指導計画の役割を果たす麻績村独自の支援計画書。

事務局 : 今日麻績村教育方針に関する研究検討委員会、第7回子育て支援部会にご出席いただきありがとうございます。職務上知りえた個人情報の取り扱いには十分ご注意くださいご発言をお願いいたします。これより第7回子育て支援部会を開始いたします。部会長よりご挨拶いただきます。よろしくをお願いいたします。

委員 : お寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は視察について検討した後に子育て支援連携協議会についてご意見を賜りたいと思います。忌憚のないご意見を頂ければと思います。

事務局 : 記録から一点お願いいたします。前回の議事録をお配りさせていただきました。個人が特定されてしまうような発言や前回の発言で意味合いが違うところございましたでしょうか?ありましたら今お願いいたします。何かありましたら記録の方までお願いいたします。記録からは以上になります。

委員 : 研究検討事項に入らせていただきます。前回は未就園親子の居場所として開設しているひだまり広場について検討していただきました。部会長進行をお願いします。

委員 : 前回ひだまり広場の様子や現状等を説明していただき、その中から近隣の施設に見学に行つてはどうかという意見が出てきました。他にひだまり広場についてご意見等ありますでしょうか。特にないようですので、進めます。今日事務局の方でいろいろと資料を用意しておりますので、視察に行きたい場所や日程等を決めたいと思います。事務局で山形村の子育て支援センターから説明を

お願いします。

委員：山形村の子育て支援施設「すくすく」の行事カレンダーの1月分を載せさせていただきます。月曜日がお話会、水曜日が体を動かす行事、金曜日がマタニティー赤ちゃんの活動が予定されているようです。常時担当のほかに臨時職員が1人ついているそうです。臨時職員が4名いらっしゃいますが、行事に合わせて2、3名補助が入って、毎回活動しているようです。特に何も無い日は担当、臨時職員、パートの3名で待機しているようです。日々の平均利用は12.9組だそうです。ひだまり広場の利用者が低年齢化しているのですが、「すくすく」では乳幼児向けにどのような活動をしているか聞いてみたところ、山形村では未就園で入園されるお子さんが多くなってきていて、活動を組むのが難しく、今年度の反省をもとに次年度の計画を立てているようです。平日の利用は少ないですが、行事が入っている日だと20~30組の利用があるようです。0~1歳のお子さんたちは金曜日をメインにいらっしゃるようです。「すくすく」の情報は以上です。

委員：「すくすく」に関してご質問等ございますか。お便りは紙ベースで配られているのですか。

委員：これはホームページに載っていました。お話会はスタッフやボランティアが行っているようですし、体操遊びは運動保育士をお願いして活動しているようです。また、子育て講座・制作等も予定に入っていますが、小さい子が増えてきて制作が難しくなっているそうです。

委員：利用料は1日どのくらいですか。

委員：料金のことは聞いていないのですが、イベントによっては料金がかかる場合があるかもしれません。また確認してみます。

委員：見学に行くならば、事務局の提案のように、月曜か水曜が良いかと思います。10時から12時の間だと子供が来ている可能性が高いようです。次に筑北村子育て支援センターについて事務局でお願いします。

委員：筑北の子供子育て支援センター「どんぐりくらぶ」の見学に行かせていただきました。昨日は6組の親子が参加しており、2歳児が主な参加者でした。行事に合わせた活動を行っていました。そのあと畳敷きの別室に移動して昼食となり、個々に帰宅となりました。平日の利用は平均4~5組だそうです。普段は臨時職員2名、交代で在駐し、ずっとついているのではなく、時間を見て親子でのびのび遊べる時間を作っているようです。保育士が3名、保健師、相談員で対応していました。相談室があつて、元園長先生、相談員、作業療法士、言語聴覚士、保健師等の子育て講座を年10回行っているそうです。センター長の話もあるそうです。「どんぐりくらぶ」については以上です。にじいろカレンダーは年間カレンダーになっています。麻績村でも同様に日を設定して育児講座を

行えれば、と思っています。活動の際にはスタッフを増員して、計画段階から関わりを持っていただけるとありがたいです。筑北の子育て支援センターの情報は以上です。訪問候補日ですが、年間カレンダーから見まして行事がある日に利用者が多いそうなので、その日に行ければと思います。

委員：何か質問はありますか。

委員：最近、病後時保育が始まったということで様子を伺ってきました。サポートしてくれる家庭が4、5軒ありまして、その方達に研修に行っていたそうです。その後引き受けていただいて、直接、料金的な事等を利用者の方と話していただいて、都合のいい家庭にセンターがつかないでいるそうです。基本的にはサポートしてくれるご家庭で見えていただく形をとっているようです。

委員：ファミリーサポート事業ではなく、病後時保育なのですか。

委員：50件程度の登録がないとファミリーサポートにならないそうです。そこまでの登録件数はまだないそうです。今は元保育士の方等をお願いしているようです。

委員：「おひさまの森事業」の中に「どんぐりくらぶ」があるのですか。

委員：そうです。にじいろカレンダーをご覧ください。左側に「おひさまの森」とありましてその中の活動の一つが「どんぐりくらぶ」になります。「ベビーマッサージ」は「おひさまの森」とは別事業になります。にじいろカレンダーは「どんぐりくらぶ」も「ベビーマッサージ」も含めた子育て支援センターで行われるすべての活動が載っている年間計画だそうです。

委員：資料を見ると子供相談室の欄に、発達心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師・教諭・保育士とあり、これだけスタッフがいるということがうらやましいと思います。先へ進めます。篠ノ井のこども広場「このゆびとまれ」について説明をお願いします。

委員：以前委員に紹介していただいた長野市の施設です。講座や身体測定等の行事があるようです。いろいろなところから講師をお招きして、講座等を行っているようです。

委員：この施設は土日も行っているというところはどうですか。

委員：予定表を見るとそのようです。

委員：直営ではなく指定管理になっているようなので、土日もできるのかもしれないです。

委員：育児中のお母さんの就労相談もあるようです。

委員：委員、その他ありますか？

委員：「このゆびとまれ」に関してはありません。視察に関して、どういった観点で施設見学に行くのかを確認したいです。私としては全体像、0～6歳児に関する関わりだけでなく、その村、市の、小学生・中学生を含めた自治体の子育ての

体制を見てみたいと思っています。筑北村の「おひさまの森」等は筑北村の子育て支援センターの事業の一部ですよ、おそらくですが。窓口も4つほどあったように記憶しています。そういう事業の全体像、だれがどういう関わりをしてどういう運営をしているのか、そのあたりを知りたいと思っています。山形村も0～6歳児を対象にした事業だけでなく、他にも行っているんですよ。子育て支援センターっていう名前なので、未就園だけでなく他にも事業があるのではないかと思います。

委員：今回の議題がひだわり広場だったので、その観点から見た場合、他の市村ではどのような取り組みをしているのかを視察してみようという流れだったと思います。私も市ノ瀬委員の考えと同様で、子育て支援センターというものをもう少し大きくとらえて、それぞれの部署でどういう取組を行っているのかを勉強したいという思いはあります。ですが、今回は未就園の取組を詳しく見ようと考えています。

委員：山形村、筑北村には事前に連絡してありまして、こちらで予定が立てば視察できます。未就園のお子さんを中心に視察を考えていますので、午前中に行ければと思っています。見学後の話し合いの際に、他の部署の取組についてお話を伺えればと思っています。

委員：今紹介してもらった施設のどこかに視察に行ければと思います。ご意見等ありますでしょうか。

委員：機能的な部分やセンターの作りの部分で山形村に視察に行ければと思います。先進的な取り組みを見てみたいと思っています。筑北村にも興味があるところではあります。

委員：本村と同じぐらいの人数ということを考えると、筑北村か生坂村を見てみたいと思っています。

委員：筑北中に勤務していたとき、赤ちゃんの勉強会ということで4、5回筑北村の支援センターのベビーマッサージに行ったことがあります。ですのでこちらにも興味はありますし、山形村も視察してみたいです。

委員：筑北村はなんとなくイメージがわきます。外部で管理している施設と村で運営している施設、2か所見学に行ってみるのも良いかもしれません。それぞれのメリット、デメリットが見えてくるかもしれません。

委員：視察に行き、また話し合いの場をもたなければいけないと思います。場合によっては別の施設への見学も必要になってくるかもしれません。

委員：北部3村の麻績村、筑北村、生坂村が地域性や出生数が同等ですので、母子保健事業は筑北村と行っていますが、教育委員会の組織体系図までは十分知らないで、筑北村の教育委員会の子育て支援センターの位置付、相談事業の関係等を視察できればと思います。逆に規模の大きい山形村の様子を見せていた

だくのも良いかと思えます。ただ規模が一緒だからと言って、視察にはいくけれども同じことをしなくても、麻績は麻績のものを作り上げていけばよいのかと思えます。

委員：皆さんの希望される場所でよいと思えます。

委員：山形村の様子が全然わかっていないので、視察に行ってみたい希望はあります。

委員：資料を見ると、筑北村はさまざまな場所で活動しているようなので、山形村のように1か所で活動しているところを視察すると参考になるかと思えます。

委員：山形村に視察に行きたいという意見が多いようです。先ほど山形村に視察行くなれば、行事の関係で月曜日か水曜日に、ということでしたが、日にちはいつが良いでしょうか。

委員：5日か7日でどうでしょうか。

委員：山形村にも事務局で連絡を取ってみてください。視察については以上になります。(2)の子育て支援連携協議会について検討に入りたいと思えます。委員から説明お願いいたします。

委員：お願いします。麻績村子育て支援連携協議会という組織ですが、平成22年の10月に発足しました。今年で9年になるわけですが、実は2年前に麻績村就学相談委員会を麻績村教育支援委員会と名称を変更したときにも、連携協議会をどうするのかということを経験にさせていただきました。要は、連携協議会の行っている事業と教育支援委員会の事業が大部分で重なり合っています。資料をご覧ください。教育支援委員会の規則と連携協議会の設置要綱を比べたものであります。例えば教育支援委員会の規則の第1条(設置)についてですが「心身に障がいのある幼児・児童及び生徒に対し適切な就学相談及び就学判断を行うとともに、一貫した支援を行う」とあります。連携協議会の設置要綱の(目的)ですが「特別な教育的ニーズを有する乳児、幼児、児童及び生徒に対する支援の充実を図るため」とあります。この“特別な教育的ニーズ”と“心身に障害のある”という部分ですが重ならない部分も一部ありますが、おおよそのところでほぼ同じと考えられます。教育支援委員会には判断等が入ってきますが(所掌事務)もほぼ同じと考えられます。以下も同じです。委員についても連携協議会に住民課長が加わるだけで、教育支援委員会と子育て支援連携協議会の委員はほぼ同じです。ただし、子育て支援連携協議会でやっている事業のうち、教育支援委員会の業務に当たらない事業として、

- 管理職研修
- 職員全体研修
- 研究推進委員会(健康教育、食育)
- 連携協議会便り「すまいる」の発行

が挙げられます。これらの項目は、連携協議会設置要綱の“特別な教育的ニーズを有する”という子供たちを対象にしたものとは少し違う内容ではないかと思われま。すので、これらの項目を除けば、連携協議会と教育支援委員会は同一としてよいのではないかと思います。ただ、これらの項目の事業は、設置目的とは少し違うと思うのですが、平成22年に設置するとき、これからの保小中一貫ということ意識して、将来像を考えて職員間の交流や幼児児童生徒の交流、それぞれの教育課程を知ること等も意図されて連携協議会ができたようであります。すので、教育支援委員会には入らないような事業も含まれている。子育て支援連携協議会を今後も行っていくのであれば、教育支援委員会にできない様なこと、すなわち特別な教育的ニーズを有する”という子供たちを対象に設置するのではなく、村内に居住するすべての子どもたちを対象にしたものとして連携協議会を考えていく必要があると考えられます。ただそうした場合には、今連携協議会の委員として各園や学校の特別支援教育コーディネーターの先生が委員として入っておられますが、特別支援からはずれてくる内容も出てきます。すべての子どもたちを対象とした場合、特別支援教育コーディネーターの先生が委員でなくても良いのではないかと思います。それから他の村内関係者や関係機関といった場合も中身が変わってくると思います。安曇養護の相談員に入っているのですが、すべての子どもたちといった場合、どういう方が対象になってくるのか。それから子育て連携をどの範囲まで含めて考えていくのか、今住民課でやっておられること、ひだまり広場、放課後子ども教室やおみっこ元気くらぶ、児童クラブ、要保護児童対策協議会等様々なところを全部子育て支援とした場合は、範囲が広大になりすぎるので、そこをどう考えたらよいのか、そこが課題かと思。この連携協議会の委員は平成30年3月31日で任期が切れます。また新たにスタートすると4月から任期年間で始まります。切り替えるとすれば今がその時かと思。次に麻績村特別教育支援体制という図が載った資料をご覧ください。これは麻績村の特別支援教育の支援体制の図となります。中央にあるのが子育て支援連携協議会です。全体会と作業部会に分かれています。作業部会ではサポート会議という形で、保育園、小中学校へ年3回ずつ参観させていただいて、支援の方向と意見交換をする、あるいは教育支援委員会に上がってくる判断対象者、追跡対象者等の観察も行っています。そこに付随して、健康教育推進委員会や食育推進委員会があります。連携教育委員会の下に麻績村教育支援委員会と学校組合就学相談委員会があります。連携協議会ではサポート会議を通して情報をつかんでくる。それで就学判断につなげていく。それが今の状況です。

委員：ありがとうございます。課題と思われるのは、子育て支援連携協議会と教育支援委員会に重なっている部分があるということです。問題点はありますか。

- 委員：教育支援委員会として一つにまとめられるのではないかと考えます。
- 委員：教育支援委員会の方は就学相談のことを扱う、子育て支援連携協議会はそれまでの支援のことを扱うので違うと思います。小学校でも一緒にできないかということが議題に上がり、見直しをしたときに、就学や学びの場の見直しをする会と具体的な支援を考える会とすみ分けておいた方がいいのではという意見になりました。
- 委員：就学相談委員会から教育支援委員会と名称を変えた時に規則も変えています。要するに教育支援委員会に求められているものは、判断だけではなくて一貫した支援ということが強く言われていると考えます。したがって、所掌事務の(2)(3)も変えています。支援ということを前面に出しています。
- 委員：教育支援委員会はインクルーシブ教育の構築を目指して障がいのある子たちの支援を総合的に判断していただく場が必要ではないかと思います。
- 委員：連携協議会は連携協議会で必要であるということでしょうか。
- 委員：はい、必要であると思います。支援について話し合ったりサポートしたり保小中の連携を行うところが連携協議会であると思います。
- 委員：県では子育て連携協議会という組織はないですね。
- 委員：設けるようにという規定が出ていたので以前勤務していた筑北中学では公務分掌に位置づけました。
- 委員：麻績村の教育支援委員会は今やっている麻績村の子育て連携協議会の役割も含めて設置していると考えられるのでしょうか。
- 委員：活動が違うと思います。資料の中で明らかに(1)が違うと思います。障がいのある幼児・児童及び生徒の実態を調査・審議し、就学相談及び就学判断を行うとあります。支援のあり方について協議というのは教育的ニーズを考えていかなければならないということではないでしょうか。
- 委員：教育支援委員会の(2)は連携協議会設置要綱の(1)と同じでよいのですね。
- 委員：そうですね。
- 委員：子育て支援連携協議会の(2)各種機関との連携及び調整も教育支援委員会の(3)に当たりますね。ですので、連携協議会の所掌事務が教育支援委員会の所掌事務とつながると思います。
- 委員：小学校はそこを分けました。通級の判断をするときに、子育て支援連携協議会で協議をしてからあげなければいけないと考えます。
- 委員：もし連携協議会がなくなるとすれば、それ(通級の判断)を教育支援委員会の小委員会を作って行うということですか。
- 委員：そうです。
- 委員：そこで支援の体制を話し合うのですか。

委員：今まで作業部会がそういった調査的な事も行っていました。それは本当は教育支援委員会の中に調査委員がいるはずなのですが、麻績村の場合は連携協議会の作業部会に任せています。ですからこれは、教育支援委員会の中に小委員会なり調査委員を置けば問題ないと思います。

委員：小学校のケースに置き換えてしまうのですが、作業療法士や言語聴覚士の方々にこちらの部分（連携協議会）で来ていただいています。

委員：はい、サポート会議等ですね。

委員：こちらの部分（教育支援委員会）では来てもらっていない。

委員：そういう役割を教育支援委員会に含めれば問題ないと考えます。

委員：教師が配慮や支援を必要と考えている児童に関して、連携協議会でサポートをしていただきたいと思います。家庭支援等も含めます。

委員：判断までいかない子をどうするのか、対象児以外の児童についての話ですか。

委員：実際の支援をどうするのかを話し合うのが連携協議会だと思います。各学校に配慮が必要な児童がおり、話し合い、サポートしています。小学校では、そのために専門の先生に来ていただいたり、チェックリストを作ったり、ユニバーサルデザインの研究をしてやり方を工夫しています。

委員：設置の第1条と連携協議会の目的の違い、心身に障がいのあるとしてしまうそれだけではないということになるのでしょうか。

委員：ここが違いますね。

委員：そうですね。

委員：心身に障がいがある人だから就学相談にかけると思います。これがなければそのまま地元の小中学校に入学することになると思います。私も会議が1つだと楽だとは思いますが、組織が全く違うのですよね。田中委員のおっしゃったとおり、子育て支援連携協議会はすべての児童生徒が対象であり、インクルーシブでやっていかなくてはいけないと思います。教育的なニーズがある子に対してはもちろん行いますが、特別支援に入級しない支援級適な人が通常学級に在籍し、通常学級においてユニバーサルデザインをしていかなければならないので、その推進と就学相談とは少し違うと思います。

委員：皆さんが苦勞して作成してくださっているサポートカードですが、連携協議会で子供たちの様子を連携して、つなげておくっていこうという連携の意識が根底にあると思います。就学支援委員会ではそういうカードについて今までは考えていなかった。判断を中心に行ってきた。ただ、県の姿勢も就学の判断だけでなく、一貫した支援をするという意識が強くなり、総合的な判断等が出てきているので、非常に似た部分もあるが麻績村の連携協議会の場合は、乳幼児のことや中学を卒業した児童まで気を使って支援している。カードがほかの自治体とは違う形で存在している。皆さんに苦勞していただいている部分でもあ

り、連携している部分でもあると思います。

委員：キッズサポートカードの件ですが、平成 32 年に義務化になって我々が書かなければならなくなる。児童生徒の特性や支援の方法は今あるキッズサポートカードが基本になると思います。とても良いものなのでより簡潔になると良いかと思えます。ほかの自治体のものと比較しながら改良していくと、より連携しやすくなると思います。先日、専門の先生が対象児の保護者に「一生サポートは続いていきます」というアドバイスをされていました。一生という点でも村に書類を保管していただけるとありがたいです。専門の先生からも経過が大事であると指導があったので、カードを有効活用できればと思います。

委員：確かにサポートカードは子供の様子や保護者の姿等細かいところまで書いて次に送っていくので、それはよいことだと思っています。連携協議会で管理職研修等を行っているがゆえに連携協議会の意味合いがあるように感じています。就学相談委員会でこういうことを行う必要がないし、やらなくてもよいのですよね。でも、連携していくとすればこういうことも必要であると思います。特に新しい管理職が着任した際に麻績村の特別支援の概要をきちんと把握してもらうには良いことであると思います。全体研修に関しても、年々職員の質もニーズも変わってくるので、毎年開催するのは良いことだと思えます。よい面もありますが、なかなか難しい部分もあると思います。

委員：別組織としてあるのであれば、資料にあるように「村内にいる全ての子供たちを対象とする」とすればよいのでしょうか。

委員：そうすると資料にあるように、保育園・学校側の委員も特別支援コーディネーターである必要がないということになるように思います。今までは連携協議会からぜひ学校の職務としてコーディネーターを設置して欲しいと要望し、それを受けていただいています。住民課や教育委員会等、課を越えた関わりや連携となるともっと難しくなりますね。

委員：まさに子育て支援センターのような部分になりますね。

委員：そうですね。子育て支援センターの中のところで、就学相談委員会もあるし、相談窓口もあるし、他の委員会等もあるという風になってくれば、すべての子供を対象とすることも可能かと思えます。子供の数も減ってきているので、すべての子供の面倒を見ていくという方向でも当然かと思えます。例えば、村内のすべての子どもたちとした場合、いろいろと問題点が増えてくるのではないかと思います。センター化していかないと難しいことがあるように思われます。

委員：子育て連携協議会の立ち上げのときには、特別な教育的ニーズという言葉はあったのですか。

委員：平成 22 年に立ち上げた時はですね。

委員：そのあとにすべてになったのですか。

委員 : それより前に、設置する前に、保小中の連携という構想があったようです。それを実際に連携協議会を作るときに絞り込んで、特別な教育的ニーズを有するという表現で発足させたようです。

委員 : どちらに目的があったのでしょうか。

委員 : あとの事業を見ると、職員全体研修や研究推進協議等入っていることが（保小中の連携）意味合いを持っていると思います。

委員 : それがないと研究を進められないので、小学校では職員研修も研究推進協議も両方入っています。研究推進はユニバーサル化の推進に必要ですし、研修も特別に配慮が必要な子の対応を研修していかなければならない、それは全国的にもそうだと思います。そこに、健康とか食育がどういうつながりで入ってきたのか。

委員 : 学力向上委員会等の各委員会も作っていかうと考えられていたようです。

委員 : もっと大きなくくりだったのですね。

委員 : 保小中一貫教育ですね。そういうものをイメージしていたと思います。

委員 : この部会が学校教育の別の部会とつながっているというのは、食育・健康教育、学力を全部つなげて考えていかないといけないと思います。ただ、学力というと全職員にお願いして企画していかなくてはならないので大変さがあるって委員会が設置できないでいたということがあるようです。今日は村内にいる全ての子供たちを対象にした連携協議会の形が良いのではないかというご意見がありますが、そこから先をどう話し合っていけばよいのかが難しいようです。

委員 : 子育て支援連携協議会が平成 22 年にできたもので、麻績村の教育支援委員会は今まで就学相談委員会という名称が 2 年前に変わったものですね。教育支援委員会は判断プラス支援が入ったということで、今までは就学相談委員会だったときは判断だけだったのだけど、ここに支援も入ってきた。でもその教育支援委員会の支援と子育て支援連携協議会の支援について、所掌事務の文言が（2）と（1）で一緒なのですが、支援の内容が違うということですよ。文言が同じだから一緒にしてしまいがちになるが、対象も違うので、その部分の文章が違うのではないのでしょうか。そこがイコールになっているから、全体もイコールにしてしまっている気がします。根本を変えるというよりは、この（1）と（2）が違う、（設置）と（目的）はこのままということですよ。判断の対象の児童が教育支援委員会に当たり、対象ではない児童が連携協議会に当たる、それが“心身に障がいがある”という言葉の理由だと思います。今その障がいのあるなしで難しくなっているのが通級指導教室になっているのではないのでしょうか。

委員 : 今連携協議会と支援委員会の問題点や課題が見えてきて、それらが現場にいる皆さんの中から出てきています。すべての子どもという風に変えたと

すると連携協議会はどうあるべきか、または違った組織や事業を持ってこななければならないのかということを考えてきてもらう。その他で話し合うことはありますか。ないようですので次回について事務局お願いします。

委員：2月19日にある教育支援委員会・子育て支援連携協議会の前に開催した方が良いと思います。

委員：次回の開催日は平成30年2月15日 15:30～
交流センター 第3・4研修室で行います。

委員：教育長何かありますか。

教育長：予算については未知数です。次年度からどういう事業を行っていくのかを事務局でまとめていってもらえればと思います。今まで部会で決まったことも精査していただければと思います。そして部会としてどうしていきたいのかをしっかりと出していただければと思います。

委員：視察については平成30年2月7日 山形村の「すくすく」へ伺うこととします。これで子育て支援部会を終了とします。